

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年3月31日 10時17分ごろ
発生場所	山口県上関町祝島南東岸付近 祝島港東D防波堤東灯台から真方位210°1,400m付近 (概位 北緯33°46.5' 東経131°59.1')
事故の概要	漁船信栄は、東北東進中、浅所に乗リ揚げた。
事故調査の経過	令和5年5月9日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 信栄、2.3トン YG3-63437（漁船登録番号）、個人所有 第291-33903号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底部外板に擦過傷、推進器翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、たこつぼ漁の目的で、祝島南東岸付近の漁場に向けて上関町祝島漁港を出港した。 船長は、祝島南東岸付近の漁場に到着後、本船の右舷中央部付近に立ち、陸岸寄りの場所の方がたこの漁獲量が増えると思い、ふだんより陸岸寄りの場所にたこつぼ漁の仕掛けを投入しながら約1ノットの対地速力で東北東進していたところ、衝撃を感じ、祝島南東岸付近の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗リ揚げたことに気付いた。 本船は、乗揚後、付近を航行していた海上保安庁の巡視艇に発見され、船長が救援を依頼した僚船により本件浅所から引き出されて祝島漁港までえい航された。 船長は、本件浅所の存在を他の漁師から聞いて知っていたものの、本件浅所の拡張状況を把握していなかった。 本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約1.5mであった。
分析	本船は、たこつぼ漁の仕掛けを投入しながら東北東進中、船長が、本件浅所の拡張状況を十分に把握していない状況で、陸岸寄りの場所の方がたこの漁獲量が増えると思い、陸岸に寄せて航行したことから、本件浅所に乗リ揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、たこつぼ漁の仕掛けを投入しながら東北東進中、船長が、本件浅所の拡張状況を十分に把握していない状況で、陸岸寄りの場所の方がたこの漁獲量が増えると思い、陸岸に寄せて航行

	したため、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、事前に海図等を確認して航行予定海域の水路調査を適切に行い、障害物及び水深などを把握しておくこと。